

東京大学地震研究所図書室利用規則

平成 3 年 2 月 27 日 制定
平成 4 年 4 月 15 日 改正
平成 6 年 11 月 24 日 改正
平成 12 年 3 月 23 日 改正
平成 12 年 11 月 30 日 改正
平成 16 年 4 月 1 日 改正
平成 17 年 1 月 27 日 改正
平成 20 年 7 月 24 日 改正
平成 22 年 12 月 22 日 改正
平成 23 年 9 月 15 日 改正
教授会 了 承

(目的)

第 1 条 この規則は、東京大学地震研究所図書室（以下「図書室」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開室日時)

第 2 条 図書室は、次の閉室日を除く毎日午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで開室する。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで）

2 東京大学地震研究所図書委員会委員長（以下「委員長」という。）が、特に必要と認めた場合には、前項の開室日時を臨時に変更することができる。

(利用者)

第 3 条 次の各号に掲げる者は、図書館資料を利用することができる。

- (1) 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）の教職員、大学院生等
- (2) 研究所以外の東京大学の教職員、大学院生、学部学生等
- (3) 東京大学地震研究所所長（以下「所長」という。）の許可を得た者
- (4) その他図書館資料利用を目的とした一般利用者

2 前項第 2 号、第 3 号、利用者は学生証・職員証、身分証明書等を呈示、第 4 号利用者は閲覧申込書を記入するものとする。

3 第 1 項第 1 号利用者は、開室時間外においても指紋照合システムにより入退室することができる。

(閲覧)

第 4 条 図書館資料は、図書室の指定する場所で閲覧しなければならない。

(閲覧の制限)

第 5 条 次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することがある。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号イに掲げる情報（個人情報に関わる部分）が記録されていると認められる場合における、当

該情報が記録されている部分

- (2) 図書館資料の全部または一部を一定の期間公にしないことを条件に個人または独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 5 条第 2 号に規定する法人等から寄贈または寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該資料の破損・劣化の恐れがある場合。

(貸出)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号に掲げる利用者は、開室時間内に図書館利用証により、貸出を受けることができる。

2 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる利用者は、所長の許可により、貸出を受けることができる。

(貸出期間及び貸出冊数)

第 7 条 図書館資料の貸出期間及び貸出冊数は、次のとおりとする。

利用資格	第 3 条第 1 項第 1 号利用者	第 3 条第 1 項第 2 号利用者	第 3 条第 1 項第 3 号利用者	第 3 条第 1 項第 4 号利用者
単行書	1 ヶ月 無制限	2 週間 5 冊	所長が許可した期間及び冊数	貸出不可
製本雑誌	1 ヶ月 無制限	2 週間 5 冊		
未製本雑誌	1 週間 無制限	貸出不可		
1 枚もの地図、 視聴覚資料等	1 週間 無制限	貸出不可		
その他パンフ レット等	1 週間 無制限	貸出不可		

なお、返却期限日は借り出した日から起算する。その日が図書室の閉室日にあたるときは、その後の開室日の初日とする。

(貸出及び複写の制限)

第 8 条 貸出及び複写制限図書等は、次のとおりとする。

(1) 禁帯出のラベルを貼付してある図書、雑誌と新聞の最新号は禁帯出とする。

(2) 貴重図書、破損・劣化の恐れのある資料の貸出及び複写を禁止とする。

(3) 委員長は、貸出禁止図書及び複写禁止図書を指定することができる。

2 所長が、特に必要と認めた場合には、前項の図書館資料の貸出及び複写を許可することができる。

(転貸の禁止)

第 9 条 利用者は、貸出を受けた図書館資料を、他の者に転貸してはならない。

(返納)

第 10 条 利用者は、図書室の利用資格がなくなった場合には、借り出した図書館資料を遅滞なく返却しなければならない。

2 委員長が、特に必要と認めた場合には、利用者に対し貸出期間中の図書館資料であっても、

その返却を求めることができる。

(利用停止)

第 11 条 委員長は、この規定に違反した者又は図書室職員の指示に従わない者に対しては、図書室の利用を停止し、退室を命ずることができる。

(賠償責任)

第 12 条 利用者は、利用中の図書館資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、または損傷した場合は、その損傷を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第 13 条 委員長は、図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 2 条第 5 項第 3 号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第 14 条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規則は平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は平成 22 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所図書室利用細則（平成 12 年 11 月 30 日制定、平成 21 年 2 月 19 日改正）は、廃止する。

附 則

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。